

○京都府障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱

平成19年2月16日
京都府告示第85号

京都府障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱を次のように定める。

京都府障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)又は法第24条の2第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)を利用した障害児及び20歳未満の障害者(以下「障害児等」という。)の保護者(以下「障害児等保護者」という。)に対し、障害児等の福祉の向上及び子育て支援を図るため予算の範囲内で支給する給付金(以下「給付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者及び支給額)

第2条 この要綱の規定に基づき給付金の支給を受けることができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(以下「通所給付決定」という。)を受けた障害児等保護者で、次の各号のいずれかに該当する事業者又は施設から指定通所支援又は指定入所支援を受けたものとする。

- (1) 平成24年3月31日において存していた障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等で、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は法第24条の2第1項に規定する障害児入所施設等の指定を受けたもの
- (2) 平成24年3月31日において存していた重症心身障害児(者)通園事業の実施について(平成8年5月10日付児発第496号厚生労働省児童家庭局通知)に規定する重症心身障害児(者)通園事業を実施していた施設で、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等の指定を受けたもの

第3条 指定通所支援に要した費用のうち法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を除いた費用(以下「通所事業費」という。)に係る給付金の額は、通所事業費の額から次に掲げる額の合計額を減じた額とする。

- (1) 法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費
- (2) 法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費
- (3) 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費

(4) 法第21条の5の13第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等
(5) 指定通所支援の利用者の属する世帯の別表に掲げる所得階層区分に応じ、同表の通所支援の欄に定める額

2 指定入所支援に要した費用のうち法第24条の2第1項に規定する入所特定費用を除いた費用(以下「入所事業費」という。)に係る給付金の額は、入所事業費の額から次に掲げる額の合計額を減じた額とする。

- (1) 法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費
- (2) 法第24条の6第1項に規定する高額障害児入所給付費
- (3) 指定入所支援の利用者の属する世帯の別表に掲げる所得階層区分に応じ、同表の入所支援の欄に定める額

3 指定通所支援に要した費用のうち食事の提供に要した費用(以下「食費」という。)に係る給付金は、次の各号に掲げる者に対して支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第2号に掲げる者で、市町村民税所得割額(同号に規定する所得割の額をいう。以下同じ。)が3万3,000円未満の世帯に属するもの 食費の額から同条第3号に掲げる者が当該事業者を利用した場合における食費の額を減じた額
- (2) 令第24条第3号に掲げる者(同号に規定する市町村民税世帯非課税者にあつては、京都府児童福祉施設措置費等徴収規則(昭和38年京都府規則第32号)別表の備考の5の(1)から(9)までに掲げる世帯(以下「規則別表世帯」という。)に属するものに限る。) 食費の額

4 指定入所支援に要した費用のうち食費及び居住に要した費用(以下「居住費」という。)に係る給付金は、令第27条の2第3号に掲げる者で、規則別表世帯に属するものに対して支給するものとし、その額は、食費の額と居住費の額の合計額から、法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費を減じた額とする。

(支給申請等)

第4条 障害児等保護者は、給付金を受けようとするときは、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請をした障害児等保護者(以下「申請者」という。)が指定通所支援又は指定入所支援を受けたときは、申請者に対し、給付金を支給する。ただし、申請者が、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等を代理人として受領を委任したときには、当該指定障害児通所支援事業者等又は当該指定障害児入所施設等に対し給付金を支給する。

(支給決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請が行われたときは、必要な事項を調査の上、支給の要否の決定を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第6条 知事は、前条の規定により支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 法第21条の5の9第1項の規定により通所給付決定の取消しを受けたとき。
- (2) 法第24条の4第1項の規定により入所給付決定の取消しを受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(給付金の返還)

第7条 知事は、給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行し、平成18年10月1日以降の指定施設支援の利用に係る給付金から適用する。

附 則 (平成19年告示第480号)

この要綱は、平成19年9月11日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則 (平成25年告示第43号)

- 1 この告示は、平成25年2月8日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都市障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱の規定は、平成24年4月1日以後に利用した指定通所支援又は指定入所支援に係る給付金から適用する。

別表 (第3条関係)

指定通所支援又は指定入所支援の利用者の月額負担上限額表

(単位:円)

所得階層区分		入所支援	通所支援
市町村民税非課税世帯	規則別表世帯	0	0
	上記以外	500	200
市町村民税課税世帯	市町村民税均等割のみ	1,000	500
	市町村民税所得割額 80,000円未満	1,200	600
	市町村民税所得割額 80,000円以上160,000円未 満	8,000	4,000
	市町村民税所得割額 160,000円以上235,000円 未満	13,000	6,500

備考 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、申請の日が属する年度(7月1日から翌年の6月30日までをいう。)の前年度において、世帯を構成する者の全てについて市町村民税が課税されていない世帯(地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の規定により市町村民税を免除されている世帯を含む。)をいい、「市町村民税課税世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外の世帯をいう。